

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク運用規程

只見ユネスコエコパーク推進協議会（以下、「推進協議会」という）において、只見地域（只見町全域および檜枝岐村の一部地域）がユネスコMAB計画の Biosphere Reserve（国内呼称ユネスコエコパーク）に登録されたことに伴い、只見ユネスコエコパークの理念と住民の決意、協働のシンボルとして「只見ユネスコエコパーク」のロゴマーク（別図。以下、「ロゴマーク」という）を策定した。本ロゴマークの適正な使用を確保するため、次のとおり必要な事項を定める。

（ロゴマークの用途）

第1条 ロゴマークは、次の各号に該当する只見ユネスコエコパークの活動の推進のために使用される。

- （1）只見ユネスコエコパークの理念の普及と啓発および広報
- （2）只見ユネスコエコパークの理念を実現する非営利を目的とした活動

（ロゴマークの使用）

第2条 ロゴマークは、この運用規程に基づき、使用を希望する者が、推進協議会（事務局）に対して申請を行い、承認を受けた場合に使用できる。

（使用申請者）

第3条 ロゴマークの使用申請者は只見ユネスコエコパークの理念・目的を理解し、その推進を支援、協力し、本規程に沿った手続きを行うすべての者とする。

（ロゴマークの管理）

第4条 ロゴマークは、只見ユネスコエコパーク推進協議会が管理する。

（使用申請書の提出）

第5条 ロゴマークを使用するにあたっては、事前に推進協議会（事務局）に対してロゴマーク使用申請書（様式1）を提出し、その承認を受けなければならない。

（使用承認）

第6条 推進協議会（事務局）は、前条の規程による申請書の提出があった場合、この運用規程に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、その結果を申請者に通知する（様式2、様式3）。

（使用期間）

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した年度の4月1日から起算して最大2年間とする。ただし、使用期間満了後において、ロゴマークを引き続き使用する場合は再度申請し、承認を受けなければならない。

(完成品の提出)

第8条 第6条の規程によりロゴマークの使用の承認を受けた者（以下、「使用承認を受けた者」という。）は、使用の承認に係る物件等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの定められた色、形、デザイン等を改変してはならない。
- (2) ロゴマークのデザインデータを第三者に譲渡または貸与してはならない。データは複製してはならない。
- (3) ロゴマークのデザインデータは、使用承認に係る物件等が完成した後速やかに破棄しなくてはならない。

2 使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第10条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）を推進協議会（事務局）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進協議会（事務局）は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク使用変更承認書（様式第5号）を交付するものとする。

3 前項に規程する変更承認書の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規程する事項を遵守しなければならない。

(改善の指示)

第11条 推進協議会（事務局）は、ロゴマークの使用承認後であっても、不適切な使用が確認された場合には改善を指示できるものとする。

(使用承認の取り消し)

第12条 前条の改善指示に従わない場合は、ロゴマークの使用承認を取り消すことができるものとする。使用承認を受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従い、使用の承認

に係る物件等の完成品を破棄しなくてはならない。

(その他)

第13条 この運用規程に定めない事項及びこの運用規程に関し疑義が生じたときは、推進協議会（事務局）とロゴマークの使用する者とが協議して定める。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

別図

A



B



C



様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

只見ユネスコエコパーク推進協議会 殿

申請者 住 所
所 属
職氏名

㊟

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークの使用について（申請）

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用ロゴマーク	A ・ B	
1 使用目的		
2 使用期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） ※使用承認した年度の4月1日から起算して最大2年間とする。	
3 使用概要		
4 担当者連絡先	氏名	電話番号
	役職名	FAX番号
	E-mail	
5 備考欄		

※使用デザイン案、事業内容等がわかる資料を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

（申請者）

様

只見ユネスコエコパーク推進協議会

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク使用承認書

年 月 日付けで申請のありました「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークの使用について、下記の条件を付して、次のとおり承認いたします。

記

- 1 承認番号 只見BR協承認 第 号
- 2 使用承認期間 年 月 日から 年 月 日

3 使用条件

ロゴマークの使用承認を受けるものが次の各号に該当する場合は使用承認の取り消しを命ずることがある。

- （1） 「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク運用規程を遵守しなかったとき
- （2） ロゴマーク使用承認申請の内容に虚偽の記載があったとき
- （3） ロゴマーク使用承認申請の内容と異なる用途に使用したとき
- （4） ロゴマークの一部のみを使用し、またはロゴマークを変形、変色し、もしくは他の図形や文字と重ねて使用したとき
- （5） 使用の承認に係る物件等が完成したとき、完成品あるいは完成品の写真を速やかに提出しなかったとき
- （6） 推進協議会からの改善指示に従わなかったとき

様式第3号（第6条関係）

平成 年 月 日

（申請者）

様

只見ユネスコエコパーク推進協議会

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク使用非承認通知書

年 月 日付けで申請のありました「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークの使用について、下記の理由により、使用が認められなかったので通知いたします。

記

様式第4号（第10条関係）

平成 年 月 日

只見ユネスコエコパーク推進協議会 殿

申請者 住 所
所 属
職氏名

印

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークの使用変更承認について（申請）

年 月 日付け承認番号只見BR協承認 第 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

変更内容	
変更前	変更後

（申請者）

様

只見ユネスコエコパーク推進協議会

「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク使用変更承認書

年 月 日付けで申請のありました「只見ユネスコエコパーク」ロゴマークの使用変更について、下記の条件を付して、次のとおり承認いたします。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 使用承認期間 年 月 日から 年 月 日

3 使用条件

ロゴマークの使用承認を受けるものが次の各号に該当する場合は使用承認の取り消しを命ずることがある。

- (1) 「只見ユネスコエコパーク」ロゴマーク運用規程を遵守しなかったとき
- (2) ロゴマーク使用承認申請の内容に虚偽の記載があったとき
- (3) ロゴマーク使用承認申請の内容と異なる用途に使用したとき
- (4) ロゴマークの一部のみを使用し、またはロゴマークを変形、変色し、もしくは他の図形や文字と重ねて使用したとき
- (5) 使用の承認に係る物件等が完成したとき、完成品あるいは完成品の写真を速やかに提出しなかったとき
- (6) 推進協議会からの改善指示に従わなかったとき

